

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

国では、地域共生社会の実現に向け、認知症、知的障害その他の精神上の障害等により、判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度等の権利擁護支援を推進しており、令和4年3月に策定した「第2期成年後見制度利用促進計画」に都道府県や市町が取り組むべき事項を規定したところである。

こうした動向を踏まえ、本県においても、単独で市民後見人養成研修の実施が困難な市町に向けた支援に加え、市民後見人だけに留まらず幅広く、また多様な成年後見制度等の権利擁護支援の担い手を養成・確保するため、県を実施主体とする市民後見人等養成研修を実施する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額（契約上限額）

14,071,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年3月4日（水） 午後5時00分

(2) 仕様書に対する質問書提出期限

令和8年3月12日（木） 午後5時00分

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年3月13日（金）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県健康福祉局地域共生社会推進課

② 提案書提出期限

令和8年3月17日（火） 午後5時00分

(5) 提案書に関する事前審査実施方法等

① 実施条件 3社以上の参加者応募があった場合

② 実施方法 書類審査（公募型プロポーザル参加者全員に審査結果を通知する。）

③ 通知日時 令和8年3月18日（水） 午後5時00分

(6) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

① 実施方法 Z o o mによる開催

② 実施日時 令和8年3月23日（月）午前9時00分から午前12時00分（正午）までの間で別に指定する時間

③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 法人概要説明書（様式1-2）
 - イ 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
 - ウ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
 - エ 電子データの保存等に関する申出書（様式2）
 - ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない）
- (8) 仕様書について
- ① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書に対する質問書提出期限」までに、仕様書に対する質問書（様式3）により提出すること。

《送付先アドレス》 fukyousei@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「令和8年度広島県市民後見人等養成研修委託業務委託仕様書に関する質問」とし、メール送信後、提出先（広島県健康福祉局地域共生社会推進課）に、電話にて、着信の確認を行うこと。

《電話》 (082) 513-3136（ダイヤルイン）
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局地域共生社会推進課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和8年3月26日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和8年3月27日（金）までに、書面により行う。
- (10) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。
- (11) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (14) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。

- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外には提案書の提出者の許諾なく使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり。
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし。

4 その他

- (1) 提案書の作成に際して疑義がある場合は、文書により問い合わせるものとし、回答はプロポーザル参加資格者全員に対して送付する。この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。なお、文書の発送は全て電子メールによるものとする。
- (2) 提案書提出後、県から提案書の内容について質問すること及び提案書の補正を命じることがある。
- (3) 申請書提出後、公募型プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（様式 4）を提出すること。なお、この場合にあっても、提出された書類は返却しない。
- (4) この公募型プロポーザルは、広島県議会における当該契約に係る令和 8 年度の歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

5 添付書類

- 公告の写し
- 契約書（案）
- 仕様書
- 評価基準
- 公募型プロポーザル提案書作成要領
- 様式
 - 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）
 - 法人概要説明書（様式 1 - 2）
 - 電子データの保存等に関する申出書（様式 2）
 - 仕様書に対する質問書（様式 3）
 - 公募型プロポーザル参加辞退届（様式 4）
 - 提案書届出書（様式 5）
 - 見積書（様式 6）

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局地域共生社会推進課

担当 大上

電話 082-513-3136（ダイヤルイン）